パブリックコメント 制度による意見募集の結果

本紙昨年12月15日号や市ホームページなどで意見を募集した3つの計画(案)について、貴重なご意見・ご提案をいただきありがとうございました。

主なご意見とそれに対する市の考え方および計画(案)の変更点をまとめましたので公表します。

※提出されたご意見は、趣旨を損なわない範囲で要約しました。

なお、詳細は、それぞれの計画の担当課、市政情報コーナー、中央・地区公民館、市公式ウェブサイトで閲覧できます。

★第2次安城市地域福祉計画(案)

●提出数　2人(3件)
●問い合わせ　社会福祉課(☎71〉2223)

■主な意見と市の考え方

●意見1　ボランティアについて、もし事故が起こった場合どこまで責任を求めていいのか。ボランティアは必要だが、しっかりとした保証・責任・自覚をもって登録・参加してもらえるようなシステムが必要だと思う。

●市の考え方　市・社会福祉協議会では、ボランティアの登録や相談、コーディネートをしています。その際、無理な活動にならないよう、アドバイスもしています。

しかし、活動中に、不慮の事故などに巻き込まれることも予想されます。このため、任意加入制度ではありますが、活動保険・行事用保険の必要性を啓発しています。また、市では、原則5人以上の団体での市民活動・地域活動などに対して、事故などに対処するためのふれあい補償制度に加入しています。

●対応　計画(案)「ボランティアの養成と活用」の項目に、ボランティア活動中の事故などに対応できる保険の必要性の啓発についての記述を追加します。

●意見2　ドメスティック・バイオレンス(DV)について、社会の理解が不十分であることを常に感じている。当事者や周りの人がDVであると気付くようになるだけでも、大きな抑止力になると思う。計画(案)には、DVの内容が少ない。啓発をする意味でもっと記載を増やしてほしい。

●市の考え方　本計画(案)では、相談窓口と啓発に関する記載があります。しかし、現状に関する記載が不十分だと考えましたので、追加記載をします。

なお、具体的な施策については、第2次安城市男女共同参画プランに記載し、取り組みを進めています。

●対応　計画(案)「支援を必要としている人への適切な対応」の項目に、DVの現状などの記述を追加します。

★第2期安城市障害福祉計画(案)

●提出数　36人(90件)
●問い合わせ　障害福祉課(☎71〉2225)

■主な意見と市の考え方

●意見1　障害者相談支援事業所が、計画上3か年とも1か所というのは、アンケート調査の結果を十分反映していないのではないか。相談者のニーズに応えることができるのか。

●市の考え方　市では、ふれあいサービスセンターに専門の相談員を2人設置し、相談支援事業を委託することにより、障害者相談に対応しています。

このほか、障害福祉課にも専門の精神障害者相談員を1人設置し、精神障害者からのさまざまな相談に的確に対応するよう努めています。今後、ふれあいサービスセンターに相談員の増員を予定しており、障害者相談にきめ細かく対応できるよう努めていきます。

●対応　計画(案)「相談員の人数」「相談員の増員」について説明を記載します。

●意見2　成年後見制度利用支援事業について、具体的数字を明示した方がいいのではないか。

●市の考え方　成年後見制度は、親亡き後を考えるうえで非常に重要な制度です。市では、成年後見制度利用支援事業があり、生活保護者や費用の助成を受けなければ利用が困難な人を対象に支援しています。実績を考慮し、数字を明示します。

●対応　平成23年度までの各年度の見込み件数を年2件とします。

●意見3　精神障害者のための地域活動支援センターを設置してほしい。

●市の考え方　市では、精神障害者が、近隣市にある地域活動支援センターを利用できるように連携しています。これらのセンターは、相談支援事業も含めて事業展開していますので、今のところ、新たに精神障害者を対象としたセンターの設置は考えていません。今後、各市のセンターの利用状況などを踏まえ、あり方を検討していきます。

●対応　計画(案)は、従前のままとします。

★第5次安城市高齢者保健福祉計画(案)

●提出数　2人(10件)
●問い合わせ　介護保険課(☎71〉2226)

■主な意見と市の考え方

●意見1　施設サービスについて、施設入所希望がありながら待機状態になっている人、特に介護度の高い人はどれだけいるか、市は把握しているのか。国の基準でなく、市の実態にあった施設をつくっていくべきではないか。また、整備時期を早めるべきでは。

●市の考え方　毎年、市内の施設に、入所申込者の状況調査を実施し、待機者の状況を把握しています。直近では、特別養護老人ホームへの待機者のうち、必要性の高い人は約100人となっています。国による基準も踏まえ、計画期間中に定員100人の特別養護老人ホーム1か所と定員29人の地域密着型特別養護老人ホーム1か所の整備を進めていきます。

●対応　計画(案)は、従前のままとします。

●意見2　介護予防事業の普及・促進(福祉センター)について、生涯学習の記述に、「学習者自らが指導者となり、新たな学習活動の実践者となる等の仕組み作り」とある。指導者になることはできなくても、お手伝い程度のことができる人は作れると思う。そうすれば指導者1人(市依頼)とお手伝いの人でクラブの運営ができ、講座数も増やすことができる。このような仕組みを確立することが大切では。

●市の考え方　介護予防事業は、重点施策の一つとして位置付けています。特定高齢者や一般高齢者にも、手軽に事業へ参加してもらえるような内容や方法を検討していきます。市民の皆さんの協力をいただき、良い仕組み作りを考えていきます。

●対応　「介護予防サービスの提供体制の充実」について、よりよい仕組み作りを確立するという観点から、文章の内容を一部見直します。